

令和7年度 JAあおば営農経済支援事業のご案内

※下記の事業についてはJAあおばの組合員であることを基本要件とします。(申請額が予算を超過する場合は、予算範囲内で助成額を減額します)

要領 No.	事業名 事業概要など	支払基準、支援金額など 尚、助成額は10円未満切捨て	申請手続	支払予定時期
1	◎元気な『あおば米』生産組合活動育成事業 ・元気な『あおば米』生産に向けた生産組合単位での会議及び青田廻り等の現地研修会 ・経営所得安定対策の推進等、生産組合単位での土づくり対策、生産調整推進、新規集落営農組合設立に向けた会議等へ助成	・確認野帳軒先数あたり 100円 ・水稲面積(1ha)あたり 200円	・10月末日迄に申請書提出	11月末
3	◎JA協力組織、出荷組合等の助成措置 ・協力組織および出荷組合などの育成にかかる助成 ・協力組織、出荷組合等が展示圃、試験研究に使用した実費分	助成対象項目(抜粋) ・肥料、農薬資材等の材料費 ・機械、会場借上代、講師謝礼、作業等の人件費 ・資料等の製本、印刷費用 ・視察研修に係る交通費の一部、会議費	・助成は【発生主義】とし「伺書」にて計画と予定経費の承認、「経費稟議書」にて実績報告(助成金申請書、領収書、各種報告書添付)は必須	随時
4-1	◎農業経営複合化『園芸・地産地消推進』事業 ① JAあおばが主体となった直売会に登録した農業者で、園芸作物をJAあおばの直売所へ12月1日～翌年4月末までに税込売上3万円以上出荷した農業者に対し助成	①JAあおば農産物直売会登録農業者1名あたり園芸生産費(種苗・肥料・農薬・出荷資材等)の一部として、その期間の税抜売上の3%を支払う(上限2万円)	①JAあおば直売所の売り上げデータに基づく助成(申請の必要なし)	①は6月
4-2	② 耐雪型ハウスをJAあおばより購入し施設園芸に取り組み、年間を通して(最低5年間)園芸作物を生産しJAあおばに出荷する農業者に対しハウス購入代金の一部を助成	②園芸施設資材購入代金の20%(上限20万円)を助成※但しJAあおば管内3棟までとし、過去にハウス助成金交付の方は除外	②の提出書類 ・助成金交付申請書(作付計画記入) ・購買品供給伝票(写)	②③は1月末
4-3	③ ミネラル栽培園芸作物を出荷(JAあおば指定の土壌分析必須)	③登録農業者1名あたり5,000円を助成	③の提出書類 ・助成金交付申請書 ・栽培記録簿 ・購買品供給伝票(写) ・土壌分析代金供給伝票(写) ②③は12月末日迄に申請書類提出	
5	◎農作物被害被害対策資材助成事業 ・あおば管内の中山間地振興を図る為、被害による農作物被害対策資材設置に積極的に取り組み農産物を出荷する農業者へ支援(JAあおばより被害対策資材1万円以上を購入された農業者)	・新設の資材購入費の10%(上限2万円)助成	・JAあおばが定めた助成金交付申請書、購買品供給伝票(写) 12月末日迄に申請書類提出	1月末
6	◎『JAあおば農機具免許取得補助』事業 ・令和2年4月からの道路交通法改正に伴い、大型特殊免許が必須となり、また、ドローン等の普及によりドローン免許の取得も必須となっている事から、免許取得費用の一部を助成	・免許取得費用の30%(上限5万円/人、運転免許発行費用は含まない) ・営農組織等団体の場合、上限5名まで 免許取得期間(令和7年1月1日～令和7年12月末日)	・JAあおばが定めた助成金交付申請書、取得後の免許証写し、講習日程表写し、領収書写し 12月末日迄に申請書類提出	1月末
7	◎『特産振興作物産地形成支援』事業 ・特産振興作物の産地形成を図り、販売高の向上および特産・ブランド化、面積拡大を推進する為、花き、果樹の共販組織へ支援	・新植の苗木、種苗(JAあおばより購入分に限る)の購入代金の25%(1組織上限10万円)を助成	・助成金交付申請書 ・苗木・種苗購入伝票(写)等 ・新植生産者一覧表 12月末日迄に申請書類提出	1月末

要領 No.	経済事業奨励	支援内容等	奨励対象者	支払予定時期
1	『生産資材期日指定供給要領』 営農組合組織の育成及び畜産農家、大口利用農家の安定経営に寄与するとともに、生産資材の全利用体制の確立をはかることを目的とする。	(対象品目) 肥料・農薬・飼料・その他生産資材の予約受注品目 (対象期間) 令和7年3月1日から令和8年2月末 (決済期日) 最長3ヶ月	①あおば農協の組合員 ②あおば農協で肥料・農薬・飼料・その他生産資材を購入 但し、営農相談員が対象農家に内容説明と意思確認をする。	
2	『肥料・農薬担い手(大口)利用奨励要領』 担い手の利用率向上と事業基盤の維持拡大を目的として実施する。肥料・農薬の供給に関わる担い手利用奨励要領を定め、農業経営の基盤強化及び経済事業の利用拡大を図ることを目的とする。	(対象品目) 肥料・農薬 発酵鶏糞、集約銘柄肥料、担い手直送大型規格は除く (奨励率) 農協からの年間購入金額が 300万円以上(税抜) 1.0% 1,000万円以上(税抜) 2.0% 対象期間 令和7年1月から令和7年12月末日 奨励基準により1～12月分を年度末(2月)にJAあおばの指定口座に振込する	①あおば農協の組合員 ②あおば農協で肥料・農薬を購入 ③同等商品において、他社より高額な場合は市況対策費を支出 ④農業経営を行う個人及び営農組織 ⑤営農経済センター所長から推薦し組合長の承認されたもの(支払遅延者は対象外)	令和8年2月
3	『経済事業特別奨励要領』 経済事業の継続的利用者への特典を設けることにより、利用促進をスムーズに行えとともに経済事業の拡大を図ることを目的とする。	(対象品目) 米(あおば舞) 購入者ポイントカード 500円(10ポイント到達時) 食料品 購入者ポイントカード 500円(500ポイント到達時)	①あおば農協で対象品目を購入された方	申請時
4	『新規直売会員紹介奨励要領』 JAあおばの直売所に直売品(農林産物・加工品)を出荷する個人・団体を対象に、新規会員紹介に対して奨励措置を設けることにより会員相互のつながりと会員増加による店舗の活性化を図ることを目的とする。	(対象) 既存の直売会員による新規会員の紹介 (奨励内容) 紹介1名に対し10,000円相当の商品 対象期間 令和7年3月1日～令和8年2月末日	①JAあおばの直売会員 ②申請により承認されたもの ③出荷実績が確認されたもの	令和8年3月
	施設販売利用事業奨励要領	支援内容等	奨励対象者	支払時期
1	令和7年度 利用事業奨励要領 共同利用施設の利用時期集中化を避け作業分散を進めることで、各種事故防止を図るとともに、幅広く共同利用施設の利用促進を図るため、利用奨励措置を設け、事業量の拡大と効率的な事業運営また生産者収入の図ることを目的とする。	①備蓄米・飼料用米利用助成 (てんたかく・てんこもり・アキヒカリにおける玄米換算値(1kg)に対して2円助成) コシヒカリ玄米換算値(1kg)に対して1円 ②大口利用助成(荷受重量30t以上の利用者を対象) (てんたかく・てんこもり・つくば SD2号での荷受け総重量が3割未満の場合、0.5円を助成) (てんたかく・てんこもり・つくば SD2号での荷受け総重量が3割以上の場合、1円を助成)	①栽培履歴の提出 ②農業経営を行う個人及び営農組織 ③営農経済センター所長から推薦され、組合長の承認を受けた者(未収金等の支払遅延者は対象外)	①備蓄米 飼料用米利用助成 令和7年11月 ②大口利用助成 令和7年11月

※お問い合わせは、以下の各地区事業所にお問い合わせください。

大沢野営農経済センター(467-2322) ・ 大山営農経済センター(483-3950) ・ 婦中営農経済センター(469-6103) ・ 山田出張所(457-2211)
八尾営農経済センター(455-3277)